

## 平成29年度事業報告

(平成29.7.1～平成30.6.30)

1. 東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨、本年7月の西日本13府県を襲った大規模豪雨など多発する災害による復興のために多大な予算措置がなされており、国土開発のための新規予算が、つかない状況がある。

こうしたなか、復興に支障をきたしている空き家問題、所有者不明土地問題が、新しい制度をつくることで大きな進展を見た。新しい制度では、事業者が所有者不明土地を活用したい場合、知事が「地域福祉増進事業」に認定し、10年間の期限付で利用を許可する制度であって、自治体、企業、NPO法人、個人の利用も可能となる。その制度を創設するための特別措置法を、平成31年夏までに法律施行しようというものである。

法務局においても長期相続登記がなされていない土地を対象に相続人調査を行うとしており、その調査を、司法書士らに委託することが決定に至る状況となった。これらの情勢のもと、以下のことが具体的な成果として現れた。

1. 事業収益 12,163,362円

◎平成29年度年間事業収益、予算1700万円に対し、71.5%の達成率であった。

◎発注先のベスト10は、さいたま市北部建設事務所、埼玉県企業局 入間市土地区画整理事業、朝霞県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、さいたま市南部建設事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、行田県土整備事務所が、主な発注先である。

1. 事業の受注と処理状況

◎平成30年度の業務として国土交通省荒川上流河川事務所登記業務に入札参加し、司法書士法人H&Wトラスト 入札金額31,480円21.7%

当司法書士協会 入札金額29,008円20%にて落札。

◎国土交通省利根川上流河川事務所 入札金額29,008円20%、他に入札参加者がなく落札。

◎入間市土地区画整理事業につき、担当理事の営業活動が功を奏し、事業収益ベスト3の業績を残した。

◎さいたま市南部建設事務所の収益額が、減っており一層の営業活動が求められる。

.. ◎平成30年度に向け、熊谷市発注の相続人調査、登記原因証明情報、承諾書の押印交渉業務の大口発注があり、業務処理に難航することが予想されるが、社員の結束により完全処理に応えたい。

◎「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が、平成30年6月6日国会において可決成立し、国土交通省、法務省において事業執行のための予算化がなされており、当協会が入札落札し、収益アップにつなげたい。

1. 埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と共催で、第5回公開講演会を開催（平成30年6月19日開催）

167名の聴講者があり、盛況であった。

司法書士協会 紹介講師 「相続・遺言について」

みもざ国際法律事務所 代表弁護士 水内麻起子氏

土地家屋調査士協会 紹介講師 「空の産業革命ドローンと境界調査」

高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 泉清博氏

1. 県民向け相続、遺言無料相談会を開催（平成30年5月9日開催）

相談者22名（他1人キャンセル）

さいたま市報に広報し、申込期間が短かったため、申込期間を過ぎて4名の申込みがあったが、当協会側の都合もあり、お断りした。

1. 社員向け研修会の開催（平成30年6月7日開催）

相続に関する研修 講師 佐瀬理事長、近藤副理事長

研修員 7名

1. PR用パンフレットの作成。原稿まで作成されたが平成29年度中に印刷には至っていない。平成30年度に印刷、PR活動をしたい。

1. 当協会の役員有志が、他協会の編集担当者と共に編集に携わり、相続の専門職のための「相続早わかり読本」の初版を改訂し発刊した。当協会事務局において実費販売をしている。

1. 社員移動状況（H30.6.30現在）

社員数148名（うち、司法書士法人2法人）

入会 1名、退会 6名（自然退会者含む）